

自宅待機等の基準について

各都道府県学習センターの利用について、別紙「学習センター利用にあたっての注意事項」を必ず確認してください。

<自宅待機の基準>

① 発熱等の風邪症状が見られる場合

37.5 度以上もしくは平熱より 0.5 度以上高い場合を目安とする。また、発熱以外の症状（咳・くしゃみ・息苦しさ・強いだるさ・味覚・嗅覚異常など）がある場合も同様。基礎疾患を持つ学生は、軽い症状であっても自宅待機とすること。

<自宅待機解除の基準>

① 解熱後 4 日経過した。

② 発熱以外の症状（咳・くしゃみ・息苦しさ・強いだるさ・味覚・嗅覚異常など）についても改善後 4 日経過した。

③ 最初の症状（①もしくは②の症状）が発症してから、少なくとも 8 日以上が経過している。

上記 3 点をすべて満たした場合、自宅待機解除となります。

以 上